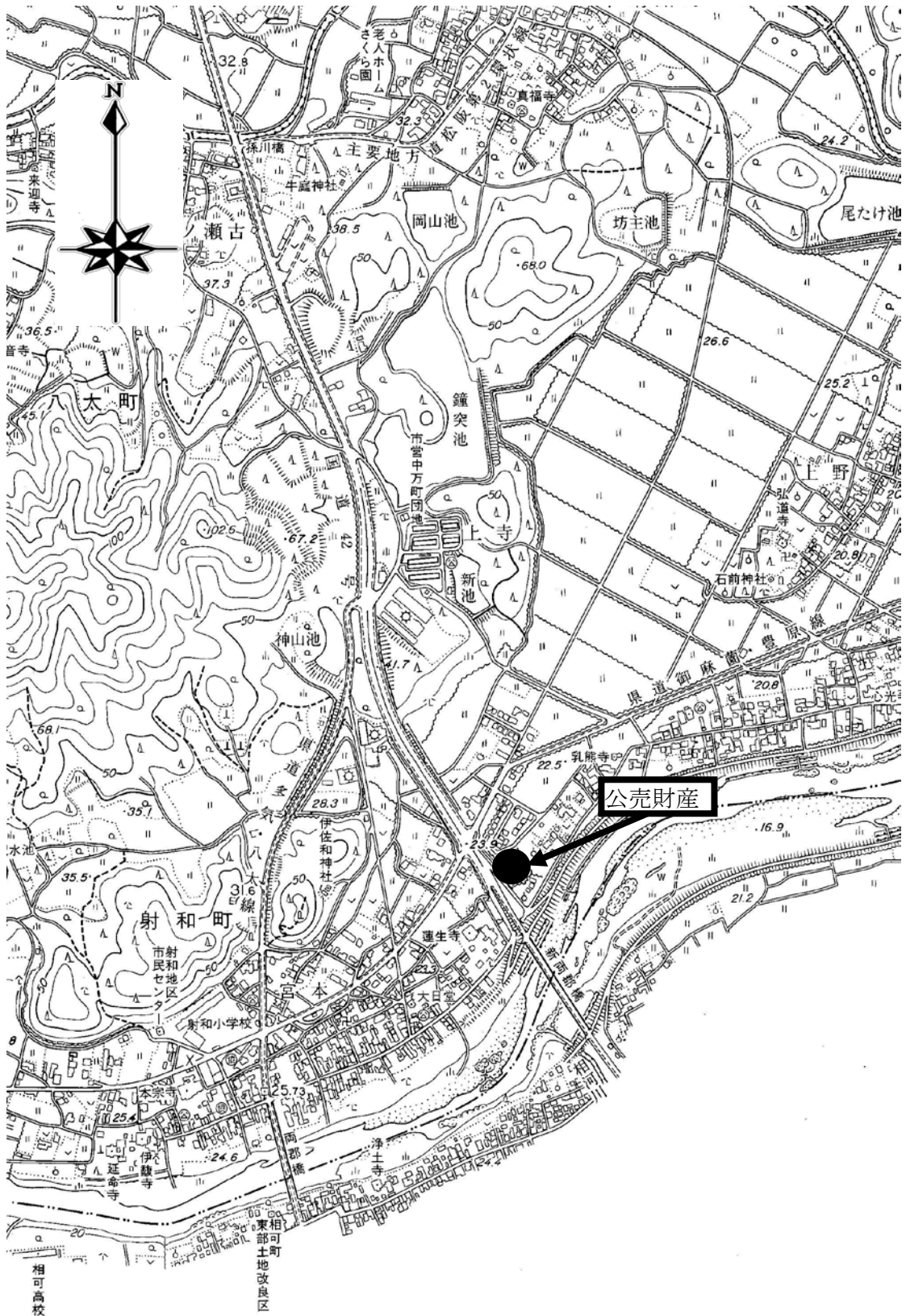


# 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	N F 5 - N 3								
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">所 在</td> <td>松阪市射和町字久保田</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">地 番</td> <td>3 0 番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">地 目</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">地 積</td> <td>3 8 6 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	所 在	松阪市射和町字久保田	地 番	3 0 番	地 目	田	地 積	3 8 6 m <sup>2</sup>
所 在	松阪市射和町字久保田								
地 番	3 0 番								
地 目	田								
地 積	3 8 6 m <sup>2</sup>								
見積 価額	3 3 0 , 0 0 0 円								
公売 保証 金	5 0 , 0 0 0 円								
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地目・地積は登記簿による。</li> <li>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3 公売財産は、松阪市南方郊外にあって、櫛田川左岸に隣接し、国道42号の北東方直近背後に一段低位となる住宅と田などが混在する地域に所在する。</li> <li>4 公売財産は、令和4年3月28日現在、南西側件外土地と一体で水田として耕作されている。</li> <li>5 公売財産は南東側で幅約1m程度の未舗装公道に接し、北西側で幅約1m程度の未舗装公道に接する。</li> <li>6 都市計画法 市街化区域 第二種住居地域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 文化財保護法 周知の埋蔵文化財包蔵地（鴻ノ木遺跡）</li> <li>7 農地買受適格証明書の提出又は呈示がないときは、公売に参加できない。</li> <li>8 権利移転及び危険負担の時期は、松阪市農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時とする。</li> <li>9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</li> </ol>								

# 所在図





土地参考図(公図集合)

